

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2024年11月1日提出

【発行者名】 ファイブスター投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 篠原 直人

【本店の所在の場所】 東京都中央区入船一丁目2番9号 八丁堀MFビル8階

【事務連絡者氏名】 谷内 恒司

【電話番号】 03-3523-9556

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券に係るファンドの
名称】 ディープリサーチ・チャイナ・ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券の金額】 1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

． 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

「ディープリサーチ・チャイナ・ファンド」について、繰上償還の実施が決定しました。これに伴い、2024年5月24日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項につき、信託期間に係る記載事項を改めるため、本訂正届出書を提出致します。

． 【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（１２）【その他】

<訂正前>

該当事項はありません。

<訂正後>

<信託の終了>

当ファンドは、投資信託約款において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回る事となった場合には、異議申立手続きをもって、受託者と合意のうえ、信託を終了（繰上償還）させることができると規定しています。

現状、当ファンドの受益権の口数が10億口を下回る状態が継続し、今後、このような口数の状態と運用資産額が継続した場合、本来の運用目標を達成することが困難になっていくと判断されることから、当ファンドの投資信託約款に基づき、信託を終了（繰上償還）することについて異議申立の手続きをとることといたしました。

信託終了（繰上償還）が成立した場合、当ファンドは2025年1月31日に信託を終了（繰上償還）します。

信託終了（繰上償還）が不成立となった場合、当ファンドは信託を終了（繰上償還）しません。

なお、2024年11月1日以降のお申込みにより取得された受益権および2024年10月31日以前のお申込みにより換金された受益権については、当ファンドの繰上償還に関する異議申立の権利はございません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

<訂正前>

(2)【ファンドの沿革】

2006年10月31日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2012年9月26日

- ・主要投資対象の変更

2018年1月29日

- ・ファンドの委託会社変更（日本アジア・アセット・マネジメント株式会社 からファイブスター投信投資顧問株式会社へ変更）を実施

2018年10月1日付けで商号が日本アジア・アセット・マネジメント株式会社からあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社（同社は2022年7月末に廃業）に変更となりました。

<訂正後>

(2)【ファンドの沿革】

2006年10月31日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2012年9月26日

- ・主要投資対象の変更

2018年1月29日

- ・ファンドの委託会社変更（日本アジア・アセット・マネジメント株式会社 からファイブスター投信投資顧問株式会社へ変更）を実施

2018年10月1日付けで商号が日本アジア・アセット・マネジメント株式会社からあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社（同社は2022年7月末に廃業）に変更となりました。

2025年1月31日

- ・繰上償還（予定）

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

<訂正前>

(3)【信託期間】

無期限とします（2006年10月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

<訂正後>

(3)【信託期間】

当ファンドは、2025年1月31日をもって繰上償還となる予定です。

なお、信託期間に関する信託約款の規定は、次のとおりとなっています。

無期限とします（2006年10月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。